

帯広市北愛国交流広場利用料金(平成24年4月1日以降)

<施設利用料金>

| | 午前 | 午後 | 全日 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| | 午前8時～午後1時 | 午後1時～午後6時 | 午前8時～午後6時 |
| 展示場 | 8,250円 | 8,250円 | 16,500円 |
| 交流場 | 4,200円 | 4,200円 | 8,400円 |
| 多目的広場(A) | 10,550円 | 10,550円 | 21,100円 |
| 多目的広場(B) | 10,650円 | 10,650円 | 21,300円 |
| 多目的広場(C) | 9,050円 | 9,050円 | 18,100円 |
| 多目的広場(D) | 9,250円 | 9,250円 | 18,500円 |
| 多目的広場(E) | 6,550円 | 6,550円 | 13,100円 |

<電気料>

| | 容量 | 単位 | 金額 |
|----------|----------|----------|------|
| 展示場照明 | | 1時間までごとに | 160円 |
| 交流場照明 | | 1時間までごとに | 60円 |
| 展示場コンセント | 1系統1kw以内 | 1時間までごとに | 10円 |
| 広場コンセント盤 | 1箇所5kw以内 | 1時間までごとに | 80円 |

【備考】

- 1 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含めるものとする。
- 2 2日以上連続して使用する場合で、午後6時から翌日午前8時までの使用を市長が認めた場合の当該時間の使用に係る使用料は、全日の使用料の額を10で徐して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「1時間使用料」という。)に14を乗じて得た額の10分の1の額とする。
- 3 午前8時前又は午後6時後の使用を市長が認めたときの使用料は、1時間使用料の額に当該使用時間数を乗じて得た額とする。
- 4 照明設備及び電源設備を使用する場合の使用料は、使用料に規則で定める電気料を加えた額とする。
- 5 使用者が入場料、会費、賛助金その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収して使用する場合(入場料等に段階があるときは、その最高額。以下同じ。)の使用料は、当該使用料に使用者が徴収する入場料の額に応じ、次の各号に掲げる割合を当該使用料に乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 1,000円を超え3,000円以下の場合

100分の100

(2) 3,000円を超える場合

100分の200